

早めに投資し、  
追加恩典を享受



# 2021年投資促進措置



奨励証書発給日より**12ヶ月以内**に  
**10億バーツ**以上の投資を実施



**2021年1月4日**－年末の最終営業日  
の間に投資奨励を申請



所定のA1-A3グループ事業であること★



奨励認可受理回答および  
奨励証書発給期限の**延長は不可**

通常恩典よりさらに

**50%**

法人所得税減税が  
**5年間**付与される

追加恩典を享受するために  
奨励証書発給日より**18ヶ月間以内**に  
投資実施の証拠を提出し、  
かつ恩典申請の時点で法人所得税免除  
恩典の期間と免除上限額が  
両方残っていること。



詳細

[www.boi.go.th](http://www.boi.go.th)



# 早めに投資し、 追加恩典を享受



どちらか一つの条件に満たせた  
**2019年1月2日－2020年の最終営業日**  
の間に投資奨励を申請した  
被奨励者が対象

通常恩典よりさらに

**50%**

法人所得税減税が  
**5年間**付与される

**1**

**2020年2月6日－2021年12月30日**  
の間の実際投資額が  
**10億バーツ以上**

または

**2**

**2020年2月6日－2020年12月30日**  
の間の実際投資額が  
**5億バーツ以上**

**両方の場合とも**

注：

- 1・所定のA1-A3グループ事業であること。
- 2・機械輸入期限の延長は不可。



詳細



追加恩典を享受するために  
**2022年6月30日以内に**  
投資実施の証拠を提出し、  
かつ恩典申請の時点で法人所得税免除  
恩典の期間と免除上限額が  
両方残っていること。